

学校法人 郡山開成学園ハラスメント防止に関する規程

創立以来、「尊敬」「責任」「自由」を建学の精神に掲げてきた学校法人郡山開成学園（郡山女子大学大学院・同大学・同短期大学部・同附属高等学校・同附属幼稚園、さらに家庭寮）は、人間の豊かな教養と社会的自立の確立に努めるとともに、互いの人格を尊重しつつ、品格ある健全な勉学・教育・研究・労働・その他の諸活動の展開を保障する環境をつくる責務を負っている。

ここに、建学の精神にのっとり、ハラスメントの防止および排除のためにとるべき必要な措置に関し、ならびにハラスメントに起因する問題が本学園の活動に関わる施設や場所に発生した場合にそれに対して適切な対応や措置をとることに関し、必要な事項を定めるものである。

第1条 目的

本規程は、本学園の学生（生徒・園児を含む）、教職員及び本学園と関係を有する者一人ひとりが相互に個人として尊重され、快適な環境のもとで教育・研究・学習及び労働が保障されることを目的として、ハラスメントの防止、排除及びハラスメントが発生した場合の対応について必要な事項を定めることにより、研究上、教育上、および就労上の公正性の確保、ならびに学生および教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

第2条 「ハラスメント」の定義

本規程における用語の意義は、次に定めるところによる。なお、別途定める「ハラスメント防止ガイドライン」において、より詳細な内容を規定する。

ハラスメントとは、人種、民族、国籍、性別、社会的身分、宗教、思想、信条、年齢、職業、職位、身体的・行動的特徴の諸属性を前提として、相手に対して不利益や不快を与えたり、人格的尊厳を損なうような言動が行われることをいう。具体的には、第1条に定める本学園の構成員が、他の教職員、学生もしくは学園関係者に対して、または学生が他の学生、教職員、関係者に対してとる言動が対象となる。

ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントがある。

- (1)「セクシュアル・ハラスメント」とは、不必要な身体接触や言動をとるなど、相手の意に反し、相手に不利益や不快を与えるような性差別的な人権侵害の言動をいう。これには、対価型セクシュアル・ハラスメントと、就労、教育、研究の環境を著しく害する環境型セクシュアル・ハラスメントがある。セクシュアル・ハラスメントは、職務上または教育、研究上の優位な地位や力関係を利用して行われるこ

とが多いが、それ以外の場面においても起こり得る。

- (2) 「アカデミック・ハラスメント」とは、教育研究上、権威的または優位的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その優位な立場や権限を利用または逸脱して、その指導等を受ける学生（第3条第2項を参照）の研究意欲および研究環境を著しく阻害したり、教育上または待遇上、不適切な指導または言動がなされることをいう。すなわち、指導の域を越えて相手の人格を毀損するような言動を繰り返すなど、教育研究上、学生の利益や権利を侵害する言動をいう。
- (3) 「パワー・ハラスメント」とは、職務上、優越的地位にある者が、意識的であるか無意識的であるかを問わず、その地位および職務上の権限を利用または逸脱して、部下や同僚の就労意欲および就労環境を著しく阻害する結果をもたらすような不適切な言動や待遇をとることをいう。すなわち、職務権限等に基づき、職位において下位におかれる者の利益、権利および人格を侵害する言動をいう。
- (4) 「その他のハラスメント」としては、優越的地位や力関係に関わりなく、意図的に個人を攻撃するハラスメントがある。たとえば、ウェブサイトへの書き込みや、メールによるハラスメント、その他、個人に関する悪意ある噂の意図的の流布などがある。

第3条 「教職員」「学生」「関係者」の定義

本規程でいう教職員とは、専任・非専任の区別なく、非常勤教職員等、すべての雇用形態の教員および職員をいう。また本学園において就労する派遣労働者および委託業務従事者ならびに雇用関係のない研究・職務従事者も含まれる。

2 学生とは、本学園の大学院生、大学生、短期大学部学生、附属高校生徒および附属幼稚園児の他、科目等履修生、聴講生等を含むものとする。

3 関係者とは、学生の保護者を指す他、関係業者およびその従業員等、本学と職務上の関係を有する者をいう。

4 申立人または相手方が学園に関わりのある学外者である場合にも、この規程ならびに別途定める「ハラスメント防止ガイドライン（指針）」その他の関係規程が準用され、学園として解決のために必要な措置をとる。

第4条 理事長の責務

理事長は、学長、副学長、事務局長、各学校長ならびに監督する立場に立つ管理職者（学科主任・専攻主任、部長、課長、付属機関の長等）に対して、ハラスメントの防止に関して求められる役割について理解させるため、研修を行わなければならない。

2 理事長は、新たに本学園の教職員になった者に対して、常勤、非常勤を問わず、ハラスメントの防止に関する基本的な事項について理解させるため、研修を行わなければなら

らない。

3 理事長は、全教職員に対し、本規定の周知徹底を図るとともに、ハラスメント防止のための啓発活

動を推進しなければならない。

第5条 管理職者の責務

管理職者は、自らハラスメントに関する認識を常に深めると同時に、ハラスメントに関して日常の

執務を通じた指導等によりそこに属する教職員の注意を喚起し、ハラスメントまたはハラスメントに

起因する問題が職場に生ずることがないように配慮しなければならない。

2 管理職者がハラスメントの相手方になり得る場合も否定できない点を含め、管理職者はハラスメ

ントの防止に一層の留意を払うとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切にハラスメント防止委員会（第7条）と連絡を取り対処しなければならない。

第6条 教職員および学生の責務

教職員および学生は、本規程及び「ハラスメント防止ガイドライン（指針）」に定めるところに従

い、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントおよびパワー・ハラスメント、その他

ハラスメントとみなされる行為をしてはならない。

第7条 ハラスメント防止委員会の設置

第1条に規定する目的を達成するため、本学園にハラスメント防止委員会（以下、「防止委員会」

という）を設置する。

2 防止委員会の任務は、次に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止・排除に関する対策についての企画立案、実施
- (2) ハラスメントの防止・排除・再発防止に関する啓発活動および指導
- (3) ハラスメント事案の審理、および謝罪・和解に向かう調停による問題解決
- (4) 重大なハラスメント事案に関する調査と審理、および理事長への措置の上申
- (5) ハラスメントの防止に関する本学園の取り組みや活動の公開
- (6) 「ハラスメント防止に関する規程」、「ハラスメント防止のためのガイドライン（指針）」「苦情相談窓口に関する細則」等、本学園のハラスメント防止関係諸規程の改正に

係わる基礎作業

(7) その他、ハラスメントの防止に関する必要な事項

第8条 防止委員会の構成

防止委員会の構成は、次の各号のとおりとし、理事長が任命する。

- (1) 副学長（大学担当、短期大学部担当 各1名）
 - (2) 事務局長または事務局次長
 - (3) 総務部長
 - (4) 教務部長
 - (5) 学生生活部長
 - (6) 附属高等学校長または副校長
 - (7) 附属幼稚園長
 - (8) 大学教員（理事長任命の2名）
 - (9) 短期大学部教員（理事長任命の2名）
 - (10) 附属高等学校教員（附属高等学校長推薦の1名）
 - (11) 事務局職員（総務課長を含む、理事長任命の2名）
 - (12) その他、委員会が必要と認めた者（学外有識者も含む）
- (6) (7) (10) に関しては、当該機関に関わる事案に限り出席するものとする。
- (8) (9) (11) に関しては、それぞれ女性1名以上を含むものとする。
- (1) (3) (11) に関しては、当分の間、倫理委員会委員を含むのが望ましい。

防止委員会に委員長、副委員長を置く。

委員長は理事長が任命し、副委員長は委員長が任命する。

委員長は委員会を招集し、その議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある場合はその職務を代行する。

- 2 各箇所や教職員が学生、生徒や同僚からハラスメントに係る相談を受けたときは、箇所や個人として対処するのではなく、原則としてハラスメント防止委員会に報告するものとする。
- 3 防止委員会の委員は、協議、審議の上で知り得た事案を決して他に漏らしてはならない。
- 4 防止委員会は、快適な学園生活や職場環境の維持、教育研究環境を阻害するハラスメントの予防・根絶のため、理事長の認可の下、苦情相談窓口（第10条）を置く。これについては別途定める。
- 5 防止委員会は、ハラスメント防止のための学内外の情報を調査・収集し、防止・啓発に関する広報活動を行うため、広報委員を別途委嘱するものとする。

第9条 防止委員会の運営

防止委員会は、定期的を開催する他、臨時に開催する場合がある。

2 防止委員会は、ハラスメント事案の解決に、「通知」、「調整」、「調停」、「調査」の4段階の方法を

適応することができる。

3 被申立人の言動が現に問題であるという判断に達した場合、防止委員会は、被申立人への内々の注意としての「通知」、さらには、申立人または被申立人の職務変更や移動といった「調整」の措置を取るよう理事長に進言し、穏便なかたちで解決に至らしめる。

4 「通知」、「調整」では解決し得ない内容であると判断された事案については、防止委員会の中に、ハラスメント調停班（以下「調停班」という）またはハラスメント調査班（以下「調査班」という）を設置する。調停班も調査班も、防止委員会の互選によって構成され、事案の解決をもって解散する。

5 調停班は、苦情相談窓口と密接な連携をとりながら、申立人の申立書を精査し、申立人、相手方それぞれと面談の結果、謝罪・和解で終結する場合はその措置を取り、解決に至らしめる。

事案によっては、申立人が取り下げに応じる場合もある。終結の任務は、委員長、副委員長が担うものとする。

4 謝罪・和解での終結が困難であると判断された場合、または謝罪・和解の段階を越えた重大な事案であると判断される場合は、「調査班」が設置される。調査班には、委員長の判断によって、理事長の同意の下、必要があれば外部の専門家を入れることができる。

5 調査班は、可及的速やかに事実確認を行い、その認定結果を防止委員会委員長に報告する。その後、防止委員会委員長は、審議結果を理事長に上申する。

6 防止委員会の委員が、申立人または相手方である事案においては、当該審議の席に加わらない他、調停班、調査班いずれの構成委員にも含めないものとする。

第10条 苦情相談窓口の設置

ハラスメントに関する苦情の申し出および相談（以下「苦情相談」という）が学生および教職員からなされる場合に対応するため、防止委員会の下に苦情相談を受け付ける窓口（以下「苦情相談窓口」という）を設置する。

2 苦情の申し出、その他の申立ては、学生生活部等でも受け付けることができるが、学生生活部は相談内容に応答するのではなく、申立人を苦情相談窓口につなぐ任務を負う。

第11条 苦情相談窓口と相談員等の責務

ハラスメント被害の救済と問題の解決のために、理事長の下命の下、苦情相談窓口にはハラスメント相談員等を置き、迅速かつ適切な対応をする。

- 2 相談員等は、学内・学外において研修を受けた者とする。
- 3 相談員等は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。
- 4 相談員等は、苦情相談への対応に当たっては、申立人はもとより事案関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を決して他に漏らしてはならない。
- 5 相談員等は、必要な場合は防止委員会と連絡の上、カウンセリング等の手配をすることができる。
- 6 申立人が、解決に関して、紛争当事者双方の話し合いによる調停を望んだり、あるいは強制的な処置をとる申立てを行う意思表示をした場合は、苦情相談窓口は直ちに防止委員会に当該事案を報告しなければならない。

第12条 不利益取扱いの禁止

管理職者その他の教職員は、ハラスメントに関する苦情の申し出、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員または学生等に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

第13条 ハラスメント認定後の措置

理事長は、防止委員会委員長より事案処理の上申を受けた場合、直ちに必要な処理について理事会に諮った上で処置を決定する。

この場合の必要な処置とは、学生には本学園「学則」に基づく処分、教職員に対しては本学園「就業規則」第65条第1項5号、及び第66条懲戒方法第1項1～4に基づく指導、注意を含む戒告、減給、停職、または免職等である。

その他の処分としては、環境改善命令、授業停止、課外活動の停止、所属の変更、職位の変更、自宅待機等、さらには、防止委員会への再調査勧告等を含む。

一方、処分の対象者が本学園の役員の場合は、理事会に対し本学園寄付行為に基づく意見具申を行うものとする。

第14条 規程の改廃

この規程の改廃について必要が生じたときは、その都度、理事長の指示により、防止委員会が審議し、理事会で決定するものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日制定、同日施行とする。

- 2 この規程に基づいて定められた「ハラスメント防止のためのガイドライン（指針）」な

らびに「ハラスメント防止委員会規則」、「苦情相談窓口に関する細則」についても、平成27年6月1日施行とする。

3 次に掲げる規則および指針は、本規程の施行をもって廃止する。

(1) ハラスメントの防止等に関する規程

平成11年4月1日施行、平成20年4月1日一部改正、平成23年4月1日一部改正

(2) セクシュアルハラスメントの防止のために本学園職員が認識すべき事項についての指針（別紙1）平成11年4月1日公布

(3) セクシュアルハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項についての指針（別紙2）平成11年4月1日公布

4 平成27年12月15日 第9条一部改正

以上